

部長会議付議事案書（報告）

（令和4年4月1日）

提案課名 はだの魅力づくり推進課

報告者名 遠藤 一成

<p>事案名</p>	<p>表丹沢のネーミング及びロゴマークについて</p>	<p style="text-align: center;">(有)</p> <p>資料</p> <p style="text-align: center;">無</p>																								
<p>提案趣旨</p>	<p>総合計画の新東名・246バイパス最大活用プロジェクトに位置付けられる表丹沢魅力づくり構想の推進として、表丹沢の「都心から近い山岳・里山アクティビティの聖地」としてのブランド化に取り組んでいます。印象付けながら効果的にPRしていくことを目的にネーミング及びロゴマークを策定したため、報告するものです。</p>																									
<p>概要</p>	<p>1 ネーミング及びロゴマーク</p> <p>(1) ネーミング</p> <p style="padding-left: 20px;">「OMOTAN」は表丹沢の略称であるとともに、「面白い」「楽しい」の語感も盛り込んだ表現</p> <p>(2) ロゴマーク</p> <p style="padding-left: 20px;">「M」と「A」の文字を表丹沢の山々に見立て、「ブルー＝名水」「グリーン＝豊かなみどり」「ピンク＝桜をはじめとした花」の色で表現</p> <p>2 秦野市表丹沢ロゴマークの使用に関する取扱要綱</p> <p style="padding-left: 20px;">使用基準や遵守事項、損害賠償等について規定</p> <p>3 表丹沢ロゴマークデザインマニュアル</p> <p style="padding-left: 20px;">サイズや色、使用禁止例等について規定</p>																									
<p>経過</p>	<table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">令和2年</td> <td style="padding-right: 10px;">9月</td> <td>表丹沢魅力づくり構想策定</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>3月</td> <td>構想内容のPRのため、コンセプトブックを発行</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>8月</td> <td>表丹沢のブランド化事業の一つとしてロゴマーク開発着手</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同年12月</td> <td>庁内関係課等にアンケート調査結果を踏まえ、ネーミング案の絞り込み</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>1月</td> <td>ネーミング案を踏まえたロゴマーク案の作成</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同年1月</td> <td>秦野市Webアンケート調査及び市内向け表丹沢モニターツアー参加者、学生団体E4へのアンケート調査</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同年2月</td> <td>市外向け表丹沢モニターツアー参加者へのアンケート調査及び女性向けアウトドア専門誌編集部へのヒアリング</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同年3月</td> <td>ネーミング及びロゴマークの決定、商標登録出願</td> </tr> </table>		令和2年	9月	表丹沢魅力づくり構想策定	令和3年	3月	構想内容のPRのため、コンセプトブックを発行	令和3年	8月	表丹沢のブランド化事業の一つとしてロゴマーク開発着手		同年12月	庁内関係課等にアンケート調査結果を踏まえ、ネーミング案の絞り込み	令和4年	1月	ネーミング案を踏まえたロゴマーク案の作成		同年1月	秦野市Webアンケート調査及び市内向け表丹沢モニターツアー参加者、学生団体E4へのアンケート調査		同年2月	市外向け表丹沢モニターツアー参加者へのアンケート調査及び女性向けアウトドア専門誌編集部へのヒアリング		同年3月	ネーミング及びロゴマークの決定、商標登録出願
令和2年	9月	表丹沢魅力づくり構想策定																								
令和3年	3月	構想内容のPRのため、コンセプトブックを発行																								
令和3年	8月	表丹沢のブランド化事業の一つとしてロゴマーク開発着手																								
	同年12月	庁内関係課等にアンケート調査結果を踏まえ、ネーミング案の絞り込み																								
令和4年	1月	ネーミング案を踏まえたロゴマーク案の作成																								
	同年1月	秦野市Webアンケート調査及び市内向け表丹沢モニターツアー参加者、学生団体E4へのアンケート調査																								
	同年2月	市外向け表丹沢モニターツアー参加者へのアンケート調査及び女性向けアウトドア専門誌編集部へのヒアリング																								
	同年3月	ネーミング及びロゴマークの決定、商標登録出願																								

今後の進め方	令和4年 4月 1日 要綱及びデザインマニュアルの施行
	同年 4月 8日 市長定例市長記者会見及び市議会への情報提供
	同年 夏～秋 表丹沢総合ホームページの公開を予定
	現在、公開に向けて構築を進めている表丹沢総合ホームページをはじめ、表丹沢魅力づくり構想の推進に関する様々な取組みにおいて、表丹沢のネーミング及びロゴマークの積極的な活用を図ることで、表丹沢の「都心から近い山岳・里山アクティビティの聖地」としてのブランド化と表丹沢のファンづくりを推進していきます。

表丹沢のネーミング及びロゴマーク

表丹沢を「都心から近い山岳・里山アクティビティの聖地」にブランディングする取組みの一つとして、表丹沢の魅力を伝えるネーミングとロゴマークを策定しました。

I ネーミングとロゴマーク

(1) ネーミングについて

「OMOTAN」は表丹沢の略称であるとともに、「面白い」「楽しい」の語感も盛り込んだ表現としています。覚えやすく、ワクワクするような雰囲気伝える造語の響きにより、興味・関心を喚起させ、記憶に刻まれることを目指したネーミングです。

(2) ロゴマークについて

「M」と「A」の文字を表丹沢の山々に見立て、「ブルー=名水」「グリーン=豊かなみどり」「ピンク=桜をはじめとした花」の色で表現しています。

横展開



縦展開



秦野市表丹沢ロゴマークの使用に関する取扱要綱

(令和4年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の表丹沢ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関する取扱いについて必要な事項を定める。

(デザイン及び種類)

第2条 ロゴマークのデザイン及び種類は、表丹沢ロゴマークデザインマニュアル（令和4年4月策定）に定めるとおりとする。

(使用の基準)

第3条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当するときを除き、使用することができる。

- (1) 本市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長し、又は助長するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人又は団体の営利又は宣伝のみを目的とするとき。
- (5) 自己の商標又は意匠とする等、独占的に使用し、又は使用されるおそれがあるとき。
- (6) その他ロゴマークの使用が適当でないと認められるとき。

(ロゴマークの使用)

第4条 ロゴマークを使用しようとするものは、市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本市又は本市議会その他の関係機関が使用するとき。
- (2) 本市が共催又は後援をする行事等について、その共催又は後援を示す目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は公報の目的で使用するとき。
- (4) その他承認を必要としない理由があると認めるとき。

2 前項本文の規定によりロゴマークの使用を希望するものは、あらかじめ表丹沢ロゴマーク使用承認申請書（第1号様式）に使用方法が分かる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(使用の承認)

第5条 前条第2項の申請があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、使用の可否を決定し、表丹沢ロゴマーク使用承認決定通知書（第2号様式）

又は表丹沢ロゴマーク使用不承認決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

2 ロゴマークの使用を承認するときは、必要に応じて条件を付すことができる。

（使用上の遵守事項）

第6条 前条第1項の規定によりロゴマークの使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容に従い、適正な使用を行うこと。
- (2) 使用承認によって生じる権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 本市が提供するロゴマークを使用し、デザインの改変等はしないこと。
- (4) 商標登録、意匠登録その他著作物等に関する自己の権利について新たに設定し、又は登録しないこと。
- (5) ロゴマークを使用した物品等は、完成後、速やかに本市に提出すること。ただし、提出が困難な場合は、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (6) 使用者の責めに帰すべき理由により、ロゴマークの使用に係る事故、苦情等が生じたときは、使用者において速やかに対処すること。

（使用内容の変更）

第7条 使用者は、使用内容を変更しようとするときは、あらかじめ表丹沢ロゴマーク使用変更承認申請書（第4号様式）に変更内容が分かる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、変更の可否を決定し、表丹沢ロゴマーク使用変更承認決定通知書（第5号様式）又は表丹沢ロゴマーク使用変更不承認決定通知書（第6号様式）により申請者に通知する。

3 第5条第2項及び前条の規定は、使用内容を変更する場合に準用する。

（使用承認の取消し）

第8条 使用者（前条第2項の規定により使用内容の変更の承認を受けたものを含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

- (1) 偽りその他不正な手段によって使用の承認を受けたとき。
- (2) 使用の基準を満たさなくなったとき。

(3) 使用の承認に際し付した条件に違反したとき。

(4) その他ロゴマークの使用が適当でないと認められる場合

2 前項の規定によりロゴマークの使用の承認を取り消したときは、表丹沢ロゴマーク使用承認取消通知書（第7号様式）により使用者に通知する。

（ロゴマークの使用料金）

第9条 ロゴマークの使用料金は、無料とする。

（損害賠償）

第10条 ロゴマークの使用により生じた第三者からの損害賠償その他一切の責任は、使用者が負うものとし、本市は、いかなる場合においても、その責めを負わない。

（庶務）

第11条 ロゴマークの使用の承認に係る手続その他ロゴマークの管理は、はだの魅力づくり推進課において行う。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

表丹沢ロゴマーク デザインマニュアル



令和4年（2022年）4月

秦野市

1 基本形

ロゴマークは、「横展開」と「縦展開」がロゴマークの基本形となります。

●横展開



●縦展開



デザインと配色

- ①表丹沢の特徴や魅力をシンプルにわかりやすく伝えるため、ロゴマークを拡大縮小やモノクロ印刷した場合でも文字が読みやすいように、はっきりとした形状や配置としています。
- ②「M」と「A」の文字を表丹沢の山々に見立て、それぞれに「ブルー＝名水」「グリーン＝豊かなみどり」「ピンク＝桜をはじめとした花」で表現しています。
- ③他のロゴマークやイラスト、見出し等と併記した場合にも使用しやすいように配慮しています。

2 サイズ

ロゴマークの「最小サイズ」と「最大サイズ」は、次のとおりとなります。

●最小サイズ

32mm / 130pixel

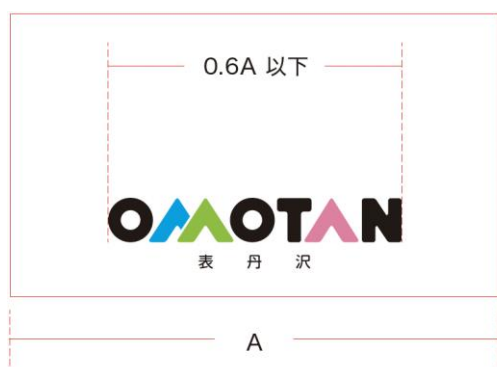


15mm / 64pixel



●最大サイズ

ロゴを掲載するスペースの左右をAとした場合、横展開の場合は左右をAの0.6倍以下、縦展開の場合は左右をAの0.5倍以下としてください。



3 色

ロゴマークの色については、次の指定色を使用してください。

●カラー



表 丹 沢



C0 M0 Y0 K100
R30 G28 B28
DIC 582



C85 M10 Y0 K0
R0 G153 B213
DIC 2586



C55 M0 Y100 K0
R116 G175 B55
DIC 2546



C0 M65 Y10 K0
R243 G122 B168
DIC 27

●モノクロ



表 丹 沢



K100
R30 G28 B28
DIC 582



K75
R104 G103 B104
DIC 545

●縦展開についても同様となります。



OMAOTAN

表 丹 沢



OMAOTAN

表 丹 沢

4 アイソレーション

ロゴマークの独立性や視認性を確保するため、他の情報を加えられない範囲を設定しています。

●横展開の場合

ロゴマークの縦の長さをBとし、周囲に0.5Bの余白を設けてください。



●縦展開の場合

ロゴマークの縦の長さをCとし、周囲に0.4Cの余白を設けてください。



5 使用例

ロゴマークの背景色は白が基本となりますが、背景に色や写真・映像等がある場合は、次の使用例を参考に使用してください。

●背景色との関係

例：背景色の明度が高い場合

背景の CMYK、RGB、DIC 等の色調が
35%未満の場合はそのまま使用可能



例：背景色の明度が低い場合

背景の CMYK、RGB、DIC 等の色調が
35%以上の場合は白フチをつける



●写真や映像上での使用例

例：背景の画像が比較的シンプルで明るい場合はそのまま使用可能



例：背景の画像が濃い場合や複雑で明度差が激しい場合は白フチをつける



6 使用禁止例

次に示す使用禁止例のほか、本デザインマニュアルの規定に反するロゴマークの使用・表示を禁止します。

色の濃度変更



規定以外の色の組合せ



色の追加



縦横比率の変更



縦横比率の変更



角度の変更



文字間の変更



文字の並べ方の変更



一部の改変



影や効果の使用



カラーとモノクロの組合せ



白抜きの使用

